

第76回 杜の都の環境をつくる審議会 議事録

日 時：平成29年2月3日（金）14時00分～16時45分

会 場：市役所本庁舎2階 第二委員会室

出席委員：涌井会長、中静副会長、内海委員、小貫委員、小寫委員、近藤委員、清和委員、
瀬上委員、米倉委員、渡邊委員（計10名）

欠席委員：板橋委員、塩谷委員（計2名）

事務局：建設局長、次長兼道路部長、百年の杜推進部参事兼百年の杜推進課長、
公園課長、河川課長、百年の杜推進課企画調整係長、同緑化推進係長、
公園課主幹兼青葉山公園整備室長、同主幹兼海岸公園整備室長、
同施設管理係長、同建設係長（計11名）

司 会：佐々木参事兼課長：百年の杜推進部参事兼百年の杜推進課長

1. 開会

○事務局（佐々木参事兼課長）

－開会－

○事務局（村上局長：建設局）

－挨拶－

○事務局（佐々木参事兼課長）

－配布資料の確認－

○涌井会長

－議事録署名人の指名、傍聴ルールの説明－

－議事録署名人：涌井会長、中静副会長－

（了承）

- ・審議に入る前に、公園マネジメントについて国の動向を情報提供させていただきたい。
- ・公園というものが真に市民のために共用されるべきだという時代のすう勢と市民意識の向上により、もっと公園を利活用するという方向はないのか、都市公園のあり方を検討するという会が設置され、この3年かけて一定の方向性を打ち出している。
- ・そのなかでは、もっと市民団体や民間の活力を注入し、公園は管理者のためのものではなくて利用者のためのものだという視点に立ったときに、どういうことが問題なのかを整理をして、公園のあり方というものを提言した。
- ・この提言に基づいて、時期は未定であるが今年の3月くらいから国会で議論され、都市公園法の改正に繋がるのだと思う。
- ・その要諦〔注釈：物事の最も大切なところ〕は、市民や民間との協働をどうするか、2つ目はそのために阻害要因となっている様々な規制の中で、何を緩和すべきなのかである。
- ・例えば建ぺい率や公園を占用する期間の延長などの問題を法案に盛り込み、非常にダイナミックに公園の利活用を図ろうという方向である。
- ・仙台市においても今日、仙台市公園マネジメント方針（案）を出すということは、そうした方向と軌を一にしているのではないかと推察される。その延長線上には、平成32年を最終年度とする仙台市のみどりの基本計画があり、その改定の時には都市公園法の改正、あるいはその後全国各地で行われていく様々なモデルの事業のすう勢を受け止めつつ、仙台なりの市民協働による公園をどう実現するのかということがかなり重要な論点になっていく可能性が

高いと思う。

- ・平成 30 年前半ぐらいから平成 31 年あたりは検討を進めていくことになると思うので、そうした議論と今日の審議事項というのは非常に関係するのではないかと類推する。

2. 議事

(1) 審議事項

- ・公園マネジメントに係る街区公園再整備の考え方について

○事務局（佐藤主任：公園課建設係）

－資料説明（資料 1-1、1-2）仙台市公園マネジメント方針（案）説明

○涌井会長

- ・第 74 回審議会（平成 28 年 9 月 1 日開催）、第 75 回審議会（平成 28 年 11 月 9 日開催）で議論した委員の皆さんの意見を反映し、マネジメント方針の案をまとめた。これからパブリックコメントを実施するが、現段階で委員の皆さんの意見が反映されているかということを含めて質問および意見をいただきたい。

○小貫委員

- ・基本方針 2（資料 1-1 の 11 ページ）に掲載のある「地域コミュニティの醸成」について、街区公園、近隣公園、地区公園、河川公園等を主な対象としているが、中心市街地にもマンションが増加し、中心部や地下鉄沿線の大きな公園も地域住民として関わりたいというところもある。地域住民が関わる対象となる公園を区分する必要はないと思う。公園全体への関わり方といった視点がほしい。
- ・大きな公園にも市民参加型のマネジメントを取り入れていけると思うので検討してほしい。

○事務局（福與係長：公園課建設係）

- ・小貫委員の意見はもっともだと思う。基本方針 2 に記載している対象公園は、主な対象公園ということで、街区公園や近隣公園、地区公園といわれる一般的に身近な住区基幹公園をイメージとして示した。
- ・「基本施策を展開する公園候補地」の図（資料 1-1 の 18 ページ）について、前回の審議会では基本方針に係る主な対象公園位置図として色で明確に区分していたが、今回はあくまで候補地という扱いをしている。
- ・地下鉄沿線にも街区公園があるし、総合公園の中にも地域のコミュニティに資するような場所がある。そういった場所では地域のコミュニティを大事にした施策を展開していく必要があると思う。
- ・基本方針 1 「都市のにぎわい創出」について、基本施策③「民間パートナーと連携した新たな運営管理」（資料 1-1 の 13 ページ）に記載があるが、中心部や地下鉄沿線の公園や、総合公園だとしても、市民活動団体や民間事業者のような組織だけではなく一般の市民の方々にも参加いただき、賑わいだけでなく、コミュニティの醸成に資するような施策を進めていきたいと考えている。

○小貫委員

- ・もう少しそのような内容が分かる書きぶりになるとありがたい。

○事務局（福與係長）

- ・検討する。

○瀬上委員

- ・基本方針 2 「地域コミュニティの醸成」について、基本施策⑤「多様な利用ができる地域の拠点公園づくり」（資料 1-1 の 15 ページ）の取組み事例として、子育て・高齢者向け施設の

整備とあるが、高齢者向け施設とは具体的にどのようなものか。

○事務局（佐藤主任）

- ・例えば、健康遊具などが想定されるが、みんなで集まる場所として四阿（あずまや）とベンチを置いてほしいという意見もある。また、高齢者に限らずみんなで花壇作りをしたいので、花壇スペースを作ってほしいという意見も聞く。

○清和委員

- ・基本方針3「自然との共生～まちと自然をつなげる身近な杜づくり～」(資料1-1の15ページ)の具体化について都市部の自然を利用するとあるが、根白石の周囲では、今後宅地開発により一山、二山削られる予定があったり、どんどん市街化区域が広がり緑地が減っている状況である。これは、今後、仙台市が東北の人口を吸収して膨れ上がり同心円状に広がっていくと考えると、将来的に街中の緑となる緑地が失われてしまう状況であるので、今から何らかの保全策を考えるか、まとまった緑地域を準備する必要があるのではという気がする。
- ・周囲の地域生態系に配慮した緑地保全管理を進める際に、郊外の状況を詳細に把握した具体的な行動計画があってもいいのではないかとという気がする。
- ・取り組み事例に、生物多様性に配慮した樹林地管理とあるが、具体的に何か。
- ・例えば、仙台市所有の人工林の管理について、完全な人工林の制御として広葉樹を混ぜて混交林化したらいいいのではないかと毎年話をしているが、一向に変わらない。林野庁が都市域の周辺は混交林化しようという全国森林計画を立てているが、仙台市はそんなことは考えていない。杜の都を売りにしている仙台市としては、もっと林野庁をリードすべきである。

○事務局（村上局長：建設局）

- ・清和委員の意見にあった泉区の宅地開発は、仙台市の住宅系開発の最後の部分と認識している。この地域は、市街化区域として決定しているところである。
- ・仙台市の人口は震災の影響もあり微増であるが、今後、人口減少、少子高齢化がますます進むことは当然考えている。郊外部における開発は昭和30年代から40年代に進んだところではあるが、今後の新たな開発は基本的にNGと考えている。
- ・仙台市内の市街地では高齢化により空き家率が上昇している。また、人が住み、自然豊かな、いわゆる里山的なところは、仙台市といえども過疎化の問題等も現実的には深刻化している。今後のまちづくりのあり方については、非常に重要な問題として、複数の部局で検討している。
- ・人が住み続けられる地域のコミュニティを維持する観点から、清和委員から意見があったように里山の自然をいかに維持し活用をしていくのかについて、決して自然を民間の流れに任せるということではなく、しっかりと考えていきたいと思う。

○事務局（福興係長）

- ・本市の全ての樹林地において、行政が生物多様性に配慮した樹林地管理を行うことはなかなか難しい。実際に我々が管轄している樹林では、コナラ林やアカマツ林といったいわゆる雑木林であるが、緑の活動団体による間伐や林床植生に配慮した除草などを実施しているケースがある。このような活動をもう少し広げていきたいと考えている。

○清和委員

- ・仙台市の農業や林業を管轄している部署と、土地管理や行政の及ぶ範ちゅうが違うということか。
- ・緑地や市有林という違いはあると思うが、生産する林と緑地としてみる林を区分するのではなく、他部署と一緒に都市近郊の緑地帯の管理や生産について話し合うべきだと思う。

○事務局（福興係長）

- ・清和委員のご指摘の通りである。林業部署だから緑の部署だからという形で明確に区分する

のではなく、林業部署でも里山林に関わる施策を行っているため、連携は重要だと思っている。

- ・前回の審議会でも部署間の連携について、委員の皆さんからご指摘があったため、そういった林業部署との連携も今後進めていきたい。

○清和委員

- ・ぜひ方針に明記して実施いただきたい。

○中静副会長

- ・前回の意見が反映されていて今回の案は非常に良いと思うが、部局を超えて行う事業についての問題があると思う。
- ・例えば、生物多様性地域戦略で、全部できるとは思わないが、緑だけではなく環境を全部考えたような、部署を超えて市全体で取り組む施策を作らないといけない。今後、次の基本計画にはそういう形で活かすことが必要であると改めて思った。

○涌井会長

- ・この議論はマネジメント方針（案）の話と、仙台市みどりの基本計画の次期改定での課題がないまぜになっている。今回委員の皆さんの意見は、このマネジメント方針（案）に投影できなくても、しっかりと記録に残し、次の基本計画の改定の折には検討してほしい。
- ・中静副会長、清和委員の意見は、いずれ10年以内にCBI〔注釈：都市の生物多様性指標（city biodiversity index）〕といった形で、都市評価する上で、生物多様性の論点がどのような形で施策の中に反映しているのかという議論に転換していく。近郊である地域制緑地の保全や管理についても、生物多様性の考え方を投影せざるを得ない時期がくるだろうと思う。そういう論点からもしっかり押さえておいてほしい。
- ・小貫委員の意見にあったが、これからの都市は機能集約化していく可能性が高い。すると高層や中低層の集合住宅がかなりでてくる。逆に言うと、郊外型の住宅のありようが非常に問われる可能性が出てくる。そうすると近郊農地、近郊にある緑資源をどのように性格づけていくのかという議論は、いずれ遠からず来るだろう。そういった論点の中で地域コミュニティの醸成をどうするのかというときに、多分一律ではないそれぞれの違いを投影したマネジメント方針が出てくると思うので、そのあたりを念頭においてほしい。

○事務局（村上局長）

- ・委員の皆さまの意見については、公園マネジメントに書き込めるよう最大限努力したい。また、次の基本計画の改定に繋がる貴重な意見として、本日の議事録が大変重要になると考えている。
- ・役所の縦割行政についてよく言われるが、清和委員の意見にあったように、里山は杜の都仙台らしさを非常に感じさせるものである。仙台の文化や人の交流、観光を考えると、林務と緑がというレベルではない。それら全てが仙台のブランドとしてどのように考えていくか、委員の皆さまの意見を十分に活かせるようにしていきたい。

○小畠委員

- ・このマネジメント方針の中に民間パートナーや多様なパートナー、市民活動団体、民間事業者、PFI、指定管理者という専門的な言葉が出てくるが、市民に広く意見を求める場合わかりにくいので、言葉を統一するなり、解説を入れたほうが良いと思う。
- ・資料1-1の16ページ「基本施策⑨施設マネジメント計画による効率的な維持管理」に公園施設とあるが、通常イメージするのは遊具やベンチ、四阿である。杜の都の環境をつくる審議会で審議する事案であるので当然「みどり」のことが入っていると思うが、文章だけ見るとみどりを感じられない。大きくなりすぎた樹木をどうしたらいいかという問題もあるので、公園施設の中に樹木とか植物が含まれる場合、そのことが分かるような表現にしたほうが良

い。

○事務局（佐藤主任）

- ・言葉の統一を図り、専門的な用語については用語集などをつけて対応したい。16 ページの公園施設の中に、植栽も含めるよう対応していきたい。

○渡邊委員

- ・資料 1-1 の 12 ページ「基本施策②民間施設誘致による利用サービス向上」では、公園におしゃれなカフェができるイメージを思い浮かべがちであるが、これはうっかりするとどうしようもない施設やお店、飲食店ができる場合もある。
- ・土地を売って施設を建てさせるわけではないにしても、第 74 回審議会の報告事項にあった中山とびのこ公園への保育園設置のように、公園内に新たに出てくる施設が公園になじみ、相対として高品質になるような、厳しく言えばデザインコントロールすることも考えていかなければならないが、その辺はいかがか。

○事務局（福興係長）

- ・ただ、民間の施設を誘致すればいいという考え方ではない。
- ・民間施設による公園利用者へのサービス向上だけではなく、民間施設に管理の一部を担ってもらい、イベントなどのソフト事業を展開してもらうなど条件をつけて誘致することを考えている。誘致するにはおそらく公募になるので、公募の仕様にデザインへの配慮を求めるなど、公園の魅力を上昇するような施設を誘致したいと考えている。

○涌井会長

- ・これは諸刃の剣 [注釈：一方では非常に役立つが、他方では大きな損害をもたらす危険もあるというたとえ] である。
- ・民間事業者はある一定の期間営業しないと採算がとれない。現在、国では供用する期間を延ばせるようにする方向で検討を進めている。すると、どうしようもない民間施設がくると、どうしようもない時間付き合わないといけない。したがって、公募条件であったり、誘致する施設のクオリティの判断をどうするかといったことが重要な課題になってくる。今まで役所がやっているような指定管理者の選定のような形式的な判断だけではなかなか進まない。
- ・仙台市にはないと思うが、かつて都市公園の中に屋台のようなものが作られて動かせなくなった事例がある。特に海岸で多く、例えば海の家とかである。そのような人たちはなかなかどかず、既得権になって動かすのが大変である。こういう事例はもう 15、6 年前には姿を消したが、そういうことにならないように公園ならではの判断をどうするのかというのは、仕組みを作る上では大変だと思う。地域の基礎自治体の判断が相当出てくるので、そこが重要な論点だと思う。
- ・仙台市の公園管理と公園運営の定義はどう違うのか。公園マネジメント方針（案）には、「管理」と記載している。「管理」というのは、公共の側が英語で言うとメンテナンスである。公園マネジメントとメンテナンスは基本的に違うので、それをいつまでも「管理」と言っているは何事だというのが私の意見である。つまり、メンテナンスからマネジメントにしようとしているのに、未だに「管理」という言葉を使い続けているようでは、公園マネジメント方針（案）にはマネジメントという発想はないのではないかと。できれば、「管理・運営」にしてほしい。

○事務局（福興係長）

- ・方針の中で「管理」と「運営」は使い分けている。「管理」は、涌井会長がおっしゃる通りメンテナンスの部分を「管理」、「運営管理」と書いた場合はマネジメントというような意識で使い分けているが、もう一回しっかりと見直していきたい。
- ・資料 1-1 の 1 ページの定義で「管理」と記載したのは、やはり施設マネジメントという意味

での「管理」ではある。しっかりと維持管理し、施設の状態をよくしていこうという意味で、維持管理というニュアンスで使っている。

○事務局（村上局長）

- ・涌井会長には、マネジメント方針を作るにあたり、非常に大事な視点を示唆していただいた。管理者としてどのように公園を使わせようかと考えているが、そうではなくて、使う側の立場で考える視点を持たないといつまでも利用者からはボイコットされるという意見であったと思う。
- ・かつての時代のすう勢の中で、パラダイムシフト〔注釈：その時代や分野において当然のことと考えられていた認識や思想、社会全体の価値観などが革命的にもしくは劇的に変化すること〕がうまくいってない部分があるが、意識の中では、決して昔の「管理」のイメージではなく、利用者目線であるということは重々考えている。今の意見を受けて、我々の心も利用者の立場という形でのスクリーニング〔注釈：ふるいわけ、適格審査〕をかけて、もう一度考え方が伝わるよう表現し、誤解のないようにしっかりやっていきたい。

○涌井会長

- ・やはり「管理」という表現はサプライサイド〔注釈：供給側〕であるため、利用者の視点で見直してほしい。

○事務局（佐々木参事兼課長）

- ・今までは役所が施設を作り、市民にはいわゆるゲストとして施設を使ってもらおうという感覚で公共施設を管理していた。
- ・公園だけではないかも知れないが、最近、運営の考え方のひとつとして市民も利用するだけでなく、別の市民をもてなす側にまわるといった役割回りをしている。公園をみんなが使いやすく、みんなのために良くなるような形での運営をしていく流れに変わってきているので、そのような考え方をもっと取り込んで表現したいと思う。

○涌井会長

- ・一番変えようとしたのはそこである。公園は誰のものかという原点から考えて結論が出たという推移をご理解いただきたいと思う。せっかくこのようなマネジメント方針を策定し、パブリックコメントを行うのだから、一番の基本部分は誤解を招かないように努力してほしいと思う。

○小貫委員

- ・仙台市の公園マネジメントとしてまとめているが、他都市のものとはどう違うのか。
- ・仙台市が行っている公園マネジメントを踏まえた街に住むとこんな暮らしができる、仙台にはこういう公園があるからこんな暮らしができるというような、仙台の味が付加されてもいいと思う。仙台は他の都市と違ってこういうふうにしますという視点で色を付けると、より仙台らしい仙台市公園マネジメント方針（案）になると思う。

○涌井会長

- ・地域制緑地をずっと守ってきた経緯や、仙台は百年の杜という部局があるということも含めて、公園マネジメント方針の冒頭にもう少し仙台市の公園緑地行政についての自慢話を入れてもいいかもしれない。市民のために市民と協働しながらいい公園を運営するためのひとつの方向がこうですと、平易な論点から書かれていることが分かりやすいようにしてもらえたらと思う。

（委員一同了承）

○事務局（福與係長）

－資料説明（資料 1-3、1-4）街区公園再整備の考え方について 説明

○涌井会長

- ・説明の要点としては、仙台市みどりの基本計画（2012-2020）（※1）の全面的な見直しは最終年度である平成32年度になるが、先行して、仙台市公園マネジメント方針に基づいた街区公園整備の基本的な考え方について、現行の基本計画の一部に盛り込みたいということである。
- ・なぜ先行して盛り込むのかというと、国土交通省の補助事業の対象とするために、街区公園整備の基本的な考え方を緑の基本計画（※2）に掲載する必要があるからだと推察する。

（※1）狭義：仙台市みどりの基本計画（2012-2020）

仙台市が平成24年7月策定した緑の基本計画

（※2）広義：緑の基本計画

「都市緑地法」に基づき、市町村がその区域における公園・緑地等の適正な配置及び緑化推進に関する事項を総合的かつ計画的に実施するための施策等を定める緑の総合的な計画。

○清和委員

- ・公園整備のメニューとして、高齢者や子供を対象とした事業に補助金が交付されるので、これを利用しないといけないというのは浅はかである。
- ・やはり杜の都としては、基本は緑である。
- ・例えば100平方メートルくらいの小さな公園でも、樹冠5メートルを考慮して公園の真ん中に木を1本植えることができる。高齢者が必ずしも健康遊具がほしいとか、子育て中の母親が必ずしも子供向け遊具がほしいかというそうではなく、また、ワークショップを行えば地域住民の意向が反映されるとも限らない。高齢者はワークショップなどには参加しないので、大きな木の木陰で休みたいと思っている人がいても、意見を言う機会がなく、木が切られてしまう。結果的に元気の良い高齢者だけが健康遊具を利用しているという状況になる。
- ・杜の都仙台としては、国の方針に逆らっても木を植えて、一町内会一巨木といったキャッチフレーズで仙台市らしい杜の都を作っても良いと思う。

○涌井会長

- ・基本的には同意見である。しかし、公園の再編事業が補助の対象となる非常に少ないチャンスなので、活かしたほうが良いと思う。
- ・今まで、まちなかにエコロジカルコリドー〔注釈：生態的回廊〕を実現するには、緑地率や緑視率を高くする必要があるという考えに偏っていたが、生物多様性という観点からは、必ずしも緑が多いから多様性が上がるというわけではない。
- ・例えば、愛知県ではイトトンボが飛ぶような世界をまちなかに作ろうという取組みがある。
- ・緑の基本計画の中で、具体的な指標動物や指標生物を決めて、そのエコロジカルコリドーがまちの中まで通じると、健康遊具で元気に運動している高齢者もいれば、清和委員のように木の下でたたずんでイトトンボを見て喜ぶ人もいるような多様な共存が可能になる。

○米倉委員

- ・以前の審議会で話したことがあるが、活動のなかで子供たちと沖野東小学校区を歩いたところ、本当に狭い公園がたくさんあると感じた。

- ・小さな公園の利活用について地域住民と話し合うとのことであるが、我々の調査では、木が植えてあると公園内が見にくくなり、不良のたまり場になるので木を切ってほしいという意見があった。実際に、ある公園では本当に木を切ってしまい、日が降り注ぐまる見えの公園となったため、子供たちからは遊びにくいという意見が出た。
- ・緑が大事だといっても反対の意見もたくさんあり、うるさいからなるべく子供たちが来ない公園にしてほしいという意見もある。そのような意見に対して、公園が人を育て、生活に潤いを与えるという方向へ持っていきたいと思っている。そのように進むことを希望している。

○近藤委員

- ・資料 1-3 のスライド 11「①面積区分別の街区公園が担う機能」の一覧表について、公園を標準的、中規模、小規模の街区公園と分類しているが、例えば 100 平方メートル位の小規模な街区公園に一時避難場所の機能は担えないと思う。
- ・このような機能分担の考え方は、以前から当たり前のことであるが、これまで整理してこなかったもので、それを仙台市みどりの基本計画に位置づけることはすばらしいと思う。しかし、実際に公園ごとに分担できる機能を考えることが必要であり、公園の面積により担う機能を設定してしまう必要はないと思う。
- ・涌井会長が以前にまとめた資料のなかに、未利用の市有地を新たな公園とし、周辺 2、3 箇所を廃止した北九州市の事例があった。
- ・次期計画の改定では厳しいかもしれないが、さらに次の改定時でもいいので、機能分担だけでなく、学校の統廃合と同様の考え方を取り入れながら、児童の減少に伴う小学校の統廃合によって生まれた土地を利用して公園の再編を進めるということを盛り込めれば、公園の箇所数が減って維持管理面でも経費が軽減されてくると思う。

○涌井会長

- ・まさに貴重な意見だと思う。全国の実例を見た立場から発言すると、このように街区公園を全市にわたって分析し、きちんと棚卸しを行って仕分けようということは、仙台市が相当先陣を切っていると思う。その点は、非常に評価できる。
- ・しかし、足りない点もある。米倉委員の発言にあったとおり、小さい規模の公園であれば我々が考えるのではなく、地域の人たちとワークショップを行って機能分担について考えるほうが、むしろ自分たちの公園だという意識が深まり愛される公園になる。そして、結果としては市民協働により運営管理のコストが抑えられるかもしれない。規模が小さい公園であればあるほど、地域ニーズに対応できる側面があるので、そのようなプログラムをたてるべきだと思う。
- ・別の言い方をすると、普段は気づかないが、生物多様性や防災といった恒常的に市民に対して潜在的なサービスを供給している存在効用と、遊ぶ、休む、楽しむあるいはコミュニティを作るという利用効用をきちんと分けながら、どこを「管理」してどこを「運営」していくのか、しっかり明示していったほうが良いのではないか。
- ・また、存在効用を優先する公園については、市民ニーズといえども我慢してもらい、利用効用を優先する公園については、市民にどんどん任せていくという基本的なルールや考え方をしっかり明示すべきである。
- ・先ほどエコロジカルコリドーについて発言したが、存在効用について、愛知県では生物多様性ポテンシャルマップ [注釈：愛知県域全体の 10 万分の 1 の地図に、実際に指標種の生息が確認されている場所のほか、森や草地、水辺などの分布や広さといった環境条件から、指標種のすみかとして適している場所を予測して示しているもの] を作成し、調査を行った結果として指標をイトトンボに決めている。このようにきちんと調査に基づき指標を決めると存在効用にも理由が出てくる。

- ・市街地にはたくさんの公園空白地があるが、近隣には神社林があるという発言があった。これから我々があてにしていかなければならないのが、市街地の中で小さいがまとまりのある民有緑地である。
- ・これまでは民有緑地の存在については、公共的な計画論では除外して考えていた。しかし、今後、高層マンションの建設に伴う付置義務により緑地ができたり、あるいは商品の差別化で増やされた緑地がどのようにつながっていくのか検討することがとても重要である。ここに、開発の付置義務で設置された小規模な公園もまた関わってくる。
- ・次の仙台市みどりの基本計画の改定では、そういう視点を忘れないようにするということがとても大事である。

○内海委員

- ・やはり地域住民と十分に話し合っ理解を得なければ、方針決定でつまずいてしまうと思うので、十分に理解を得るよう進めてもらいたい。
- ・パブリックコメントの募集方法として、市政だよりなどに掲載するのか。

○事務局（福與係長）

- ・3月1日発行の市政だより3月号に掲載予定である。

○内海委員

- ・意見の募集は市政だよりのみか。

○事務局（福與係長）

- ・市政だよりにパブリックコメントの実施について掲載するが、実際の閲覧場所は各区役所や市政情報センターになる。また、仙台市公園マネジメント方針の概要版を作る予定で、概要版は市民センターなどの公共施設に配置していきたいと考えている。併せて、ホームページにも掲載する予定である。

○内海委員

- ・以前に仙台市がラジオでこのような募集を行っていた気がしたが。

○事務局（村上局長）

- ・市政だよりが最もポピュラーだが、テレビやラジオも使って市政情報を流す場合もある。限られたラジオ放送等の時間の中で、今回のパブリックコメントについてお知らせできるかわからないが、なるべく多くの情報媒体を使って市民に丁寧に説明する機会を設けることが大事だという意見として受け止めさせていただきたい。

○内海委員

- ・よろしく願いしたい。

○事務局（福與係長）

- ・併せて、マネジメント方針の作成にあたって様々な団体、緑の活動団体、公園愛護協力会、有識者の方々にヒアリングやアンケートをさせていただいた。そういったところにはこちらから郵送して意見をいただきたいと考えている。

○瀬上委員

- ・保育所に隣接する公園だから小さい子供向け遊具を設置するという発想は仕方がないかも知れないが、逆の発想で、世代間の交流というのも公園の役目のひとつだと思う。
- ・西公園で自分自身が体験したことだが、子供たちの遊ぶ姿を見ながらベンチで休む高齢者が、子供たちの母親と話をする。母親は育児の悩みなどをもらし、アドバイスをもらってちょっとホッとするということがあっても良いのではないかなと思う。大きさによって機能を分担するのは仕方のない面もあるが、世代間の交流ができる公園も必要である。
- ・清和委員の発言にあったが、全ての高齢者が健康遊具で運動したいと思っっているわけではないと思う。

- ・公園に何を望むかといえば、安らぎや交流である。小さい子供を介するといろんな世代の方と会話が弾みやすいので、母親同士の交流も含めた交流の場を考慮に入れていきたい。

○事務局（福興係長）

- ・資料 1-3 のスライド 11「①面積区分別の街区公園が担う機能」については、仙台市内の街区公園をこのように機能分担するというのではなく、基本的な公園の大きさによって確保できる機能を示したものである。
- ・資料 1-3 のスライド 12「②機能別の公園施設の具体例」については、子育てなら必ず幼児用遊具でなければならないとか、健康づくりであれば健康遊具でなければならないというわけではなくて、事例としてあげたものである。
- ・我々としては、やはり地域のニーズが大事だと思っている。小さな公園でも遊具が必要という方もいるので、実際に公園から遊具を全て撤去するという話ではなく、しっかり地域ニーズを踏まえて進めたい。
- ・街区公園の再整備は、ローラー作戦のように全て同じ考え方で実施するのではなくて、近所に公園がたくさんあるが、同じ遊具ばかりで面白くないとかそういう地域の声を聞きながら、1箇所、1箇所進めていくような形と考えている。
- ・再整備のやり方についても、来年度モデル事業を行う中で、緑のあり方や生物多様性についてもそれぞれの公園を調査し、地域の方々の意見を踏まえた上で、進め方のおおまかな流れというものを作っていきたくて考えている。本日の意見をしっかり参考にして取り組んでいきたい。

○渡邊委員

- ・このような公園整備をした後、時間の経過やいろいろな要因により整備を行った当初と、住民の年齢構成だとかが変わっていくので、そういったところまで含めて、手立てを講じていく取り組み、地域の方々と雰囲気を作る進め方をすると良いと思う。

○事務局（福興係長）

- ・人口構成の変化に伴いニーズが変わることについても、地域の方としっかり話しながら、理解を深めていく必要があると考えている。
- ・整備だけの話ではなく、地域の方にいかに公園を利用してもらうか、また、維持管理についてもどのように連携できるかも含めて取り組んでいきたいと考えている。

○小貫委員

- ・公園マネジメント方針において、小嶋委員より言葉の使い方について意見があったが、街区公園再整備の考え方に関しては、機能分担を考えることが目的なのか、それとも、地域住民に公園をこういうふうに使いたいということを考えてもらうことが目的なのか、それにより書きぶりが、変わってくると思う。
- ・機能分担ありきであればこの資料で良いが、地域住民のニーズに合わせた再整備の方針まで検討を考えているのであれば、資料の作り方がちがうと思う。

○事務局（福興係長）

- ・市民ニーズに対応した公園の再整備については、既に仙台市みどりの基本計画に位置づけており、実際に現場でもワークショップを行って整備を進めている。
- ・今回は、機能分担を主眼として基本計画に追加したいと考えている。地域ニーズを反映した事業の進め方も併せて考えるが、基本計画の中の位置づけについては、機能分担を中心に掲載したいと考えている。

○涌井会長

- ・要するに、整備の方針なり方向を定めているわけではない。ただし、仙台市みどりの基本計画の中で、機能分担の考え方をまず改定して、その上で事業を実施しながら進め方を考えた

いということではないのか。

○事務局（村上局長）

- ・仙台市みどりの基本計画の 119 ページに追記する予定であるが、第 2 章「基本方針と具体的な施策」の 127 ページ「(6) 市民・市民活動団体・事業者の役割」において、公園づくりのためのワークショップや公園づくりに積極的に参加するということは既に全体の中に掲載がある。
- ・国からの補助金をもらうためには、何でもかんでも計画に入れ込もうというのではなくて、全体的な考え方は既に計画に入っており、制度的に機能分担について追記を行うものである。
- ・市民ニーズをしっかりと把握し、ワークショップも行いながら公園の再整備ができるという流れになっている。

○涌井会長

- ・つまり、補助金の採択を得るために、まず頭出しをしておかないといけない。頭出しをするときに緑の基本計画の中にきちんと方向性が示されている必要があるため改定する。どのように事業を進めるかについてはこれから走りながら考えるという話だと思う。

○小貫委員

- ・再整備の考え方の中のひとつとして、機能分担があるということであれば納得できるが、最初から機能分担ありきという表現にみえる。

○事務局（福與係長）

- ・再整備のなかに必ずしも機能分担によらないケースもあるので、再整備のひとつのメニューに機能分担があると考えている。それを誤解されないような書き方をしたい。

○小貫委員

- ・パブリックコメントでは、市民に対してこれから全部の公園について再整備を実施すると見えないようにしてもらいたい。

○事務局（福與係長）

- ・了解した。

○涌井会長

- ・そこは、きちんと誤解を与えないように配慮してもらいたい。その他、よろしいか。

(委員一同了承)

(2) その他 (情報提供 4 件)

- ・広瀬道の道路整備の状況について

○事務局（太田課長：青葉区建設部道路課）

- ・前回の第 75 回審議会では、広瀬道のイチョウに関する市民説明会の概要や移植・撤去工事など今後の進め方について報告させていただいたので、その後の経過を説明する。
- ・撤去工事は昨年 12 月に 2 本の撤去、今年 1 月に残り 8 本を撤去し、10 本全ての撤去を完了した。
- ・撤去した幹と枝については、今後利活用を図っていくために、現在青葉山公園に保管している。利活用の方法としては、希望者の用途を確認しながら渡していきたいと考えている。詳細については検討中である。
- ・今後の予定は、2 月下旬から 3 月上旬にかけてアエル北側にイチョウ 1 本を移植し、残置するイチョウ 1 本には支柱の設置を行う予定である。道路改良工事は、3 月末の宮城野橋完成までに西行き側の工事完成を目指して現在工事を進めている。東向きの車線についても、早期完成に向けて工程の工夫を行っているところである。

- ・東口の公園整備に併せて、道路にも緑の充実を図っていきたいと考えている。

・青葉通のケヤキ植樹記念イベントについて

○事務局（丹野主任：百年の杜推進課緑地保全係）

- ・平成 29 年 2 月 5 日（日）午前 10 時より、サンモール一番町の青葉通にあるにぎわい広場にて、青葉通のケヤキ植樹記念イベントを開催する。
- ・青葉通のケヤキは仙台市の保存樹林に指定されており、地下鉄東西線工事のため撤去したが、西公園側から順に新しいケヤキを植えているところである。
- ・今回特に賑わいのある一番町工区においても、賑わい空間の整備とともにケヤキを植栽している。地下鉄が開通して 1 年という機会でもあるので、青葉通のまちづくり協議会が、青葉通のまちづくりをより盛り上げて行きたいということで、記念植樹式を開催する運びとなった。
- ・仙台市としては協賛での参加で、仙台市長および岡部市議会議長の参加を予定している。また、以前青葉通にあったケヤキを使用して作成されたコカリナの演奏もある。

・海岸公園の再整備状況について

○事務局（菅原主幹兼海岸公園整備室長：建設局公園課海岸公園整備室）

- ・海岸公園は仙台駅より南東約 10 km に位置しており、被災前の整備状況としては、自然環境の保護とレクリエーションの充実を目的に、海岸林エリアと 4 つの施設エリアに区分して、エリアごとの特性、利用ニーズに応じた整備を昭和 46 年度から行っていた。
- ・震災以降 3 年間は、公園用地を環境局に提供し、震災がれきの搬入場として活用した。その期間、公園の再整備のあり方や将来像について、当審議会からの意見を踏まえながら検討を進め、平成 25 年 3 月に海岸公園復興基本構想、平成 25 年 11 月に海岸公園復興基本計画を策定し、現在、策定した 3 つの基本方針を目的としながら再整備を行っている。
- ・海岸公園では、災害危険区域の中における公園利用の再開を念頭において、安全の確保として、避難の丘の整備はもとより、津波情報伝達システムの構築、津波避難誘導サインの設置、そして、各地区年 2 回の防災訓練、公園利用者を確実に避難の丘へ誘導するマニュアル作りを行ってきた。
- ・蒲生地区については、避難の丘完成前に少年野球やソフトボールができる第 5、第 6 球場が完成したことから、避難の丘完成を機に昨年 10 月 15 日にセレモニーを行い、利用を再開している。
- ・荒浜地区については、避難の丘が既に完成し、パークゴルフ場（9 ホール）について昨年 10 月 15 日に利用を再開している。
- ・井土地区については、馬術場とデイキャンプ場の地下に、農林水産省による二郷堀の導水路、大型暗渠の埋設工事が行われていたため、工事着手は蒲生地区・荒浜地区と比べて 1 年遅れとなっている。平成 29 年度の平成 30 年 3 月末の完成を予定している。
- ・藤塚地区については、被災施設が無かったので、避難の丘は展望の丘として活用してもらう予定である。昨年 10 月より既に一般開放しており、生態系や環境学習の場として今後活用したいと考えている。
- ・避難の丘頂上部には、一基ずつ防災四阿を設け、風雨や雪、日照から要援護者や傷病者を看護できる施設を設けている。
- ・全面利用再開の時期については、蒲生地区および荒浜地区は平成 29 年 4 月以降早期に、井土地区は平成 30 年度内の早期に向けて調整している。
- ・百年の杜推進課が進めているふるさとの杜再生プロジェクトと連携し、貞山運河西側の施

設エリアを市民植樹のフィールドとして活用し、東部地区一帯における杜づくりに現在取り組んでいるところである。

- ・防災林エリアに関しても、クロマツ林あるいは広葉樹を取り混ぜながら、再生に取り組んでいきたいと考えている。

○涌井会長

- ・よくここまで復旧したと感慨深いものがある。米倉委員はこの地域と密接不可分なところがあり感慨もひとしおかと思うが、この件についていかがか。

○米倉委員

- ・整備は着々と進んでおり、とても嬉しく思う。私たち、特定非営利活動法人冒険あそび場—せんだい・みやぎネットワーク事務局による海岸公園の指定管理は、昨年3月までであったが、以後も周辺の生態系調査をしており、様々な動植物が戻ってきている。例えば、オオタカは新しいツガイがやって来て、命の息吹を感じている。海岸公園は生き物たちにとって生きる宝庫になっており、生態系の観察にも励みになっている。
- ・また、昨年11月に若林区のまちづくり協議会主催で若林区を巡るバスツアーを実施した。せんだい 3.11 メモリアル交流館を出発して、海岸公園、荒浜小学校、避難の丘博物館、藤塚、三本塚まで、それぞれの復興の様子を見てまわった。市政だよりで参加者を募集したところ、あっという間に定員に達した。このように震災後の復興の様子を皆さんに知らせていけたら良いと思う。
- ・全面利用再開は平成30年度とのことだが、子供たちや動植物のために、また頑張って海岸公園を維持していきたいと希望している。

・市民植樹の開催について

○事務局（中川係長：百年の杜推進課緑化推進係）

- ・市民植樹の説明に先立ち、現在仙台市東部で進めているふるさとの杜プロジェクトの概要について説明させていただく。
- ・ふるさとの杜再生プロジェクトは、杜の都仙台の復興シンボルのひとつとなる事業として、市民や各団体の力を結集して、海岸防災をはじめとした東部沿岸地域のみどりの再生に向けた活動を進めている。プロジェクトを進めるにあたっては、市民参加のプラットフォームとして、一昨年に、仙台ふるさとの杜再生プロジェクト連絡会議を立ち上げ、2か月に一回程度の頻度で、東部地域のみどりの再生に携わる団体を交えて、各団体の活動状況の共有や企画検討、団体間の協働に向けた調整を行っている。今回説明する市民植樹についても、この連絡会議の中で内容や進め方について共有を図りながら、検討を進めている。
- ・平成28年度の市民植樹は、平成29年3月下旬に海岸公園（荒浜地区）で行う予定である。参加者は地元の町内会やみどりの活動団体、協賛・協力企業、連絡会議、その他関係団体として250人程度の参加を想定している。
- ・植栽樹種は、公園整備計画と整合をとりながら、オオシマザクラやコナラ、エノキ等の沿岸部の環境に適した樹種に決定している。
- ・場所は、付近に貞山運河、旧荒浜小学校や深沼海水浴場があったところの海岸公園運動広場と、パークゴルフ場や国有林との境界付近になる。
- ・平成27年度に海岸公園（蒲生地区）で実施した市民植樹の状況についてだが、平成28年3月25日に地元の町内会や中学校、協賛・協力企業と関係団体等の約350人に参加していただき、約1,500本の植樹を実施した。
- ・今後も継続的に植樹、育樹を市民協働で進めていきたいと考えている。

○涌井会長

- ・その他報告事項についてよろしいか。
(委員一同了承)
- ・事務局にお返しする。

3. 閉会

○事務局（佐々木参事兼課長）

以上で「第76回杜の都の環境をつくる審議会」を閉会とする。